

# 社会医療法人社団新都市医療研究会「君津」会大佐和地区地域包括支援センター 運営規程

## (趣旨・目的)

第1条 この規程は、高齢者の心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上及び生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として大佐和地区に設置する大佐和地区地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定め、要支援状態にある高齢者・要介護認定非該当者等（以下「利用者等」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

## (センターの所在地)

第2条 センターの所在地は、富津市亀田 445-1 とする。

## (運営方針及び業務の内容)

第3条 センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の職員（以下「職員」という。）は利用者の心身の特性を踏まえ、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、次に掲げる包括的支援業務を行うものとする。

### (1) 介護予防事業ケアマネジメント業務

ア 要支援1及び要支援2の要支援認定者を対象に、要介護又は要支援状態の悪化の防止、要介護認定非該当への改善を図り、また特定（虚弱）高齢者について、要介護状態への移行を防止すること。

イ 介護保険の非該当者又は未認定者のうち、特定（虚弱）高齢者について、対象者の把握、選定、訪問アセスメント及び予防プランの作成並びに介護サービス事業者との調整及び評価を行うこと。

ウ 要支援認定を受けた利用者及び家族に対するアセスメント、介護予防サービス計画原案の作成、介護予防サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画書の交付、介護予防サービスの提供、介護予防サービス計画のモニタリング及び達成状況の評価並びに給付管理を行うこと。

### (2) 総合相談支援業務

ア 効率的、効果的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止する為、地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図ること。

イ 総合相談支援業務を適切に行う前提として上記のネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問及び同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行うこと。

ウ 高齢者及びその家族、近隣の住民並びに地域のネットワーク等を通じた

様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断することとし、この結果、的確な情報提供を行えば相談者自身がより解決が可能と判断した場合は、相談内容に即したサービスまたは制度に関する情報提供並びに関係機関の紹介等を行うこと。また、初期段階の相談対応で、専門的、継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合は、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関わる課題を明確にし、個別の支援計画を策定すること。

### (3) 権利擁護業務

高齢者の実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用、高齢者福祉施設への通所や入所、虐待への対応等の措置を講ずること。

### (4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

ア 地域のケアマネージャーに対する個別の相談窓口を設置し、日常的業務の実施に関し、ケアプランの作成技術を指導し、サービス担当者会議の開催を支援するなど、専門的な見地からの個別指導及び相談に対応すること。

イ 地域のケアマネージャーが抱える支援困難事例について、適宜、センターの他の職種や地域の関係者及び関係機関と連携し具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行うこと。

ウ 施設又は在宅を通じた地域における包括的、継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域のケアマネージャーと関係機関の間の連携を支援すること。

エ 地域のケアマネージャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するために、ケアマネージャー相互の情報交換等を行う場を設定するなど、ケアマネージャーのネットワークを構築すること。

2 センターは、前項に規定する業務を公正・中立に実施しなければならない。

3 センターは(1)ウに規定する業務の一部を第10条第1項に規定する大佐和地区地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の協議を経て居宅介護支援事業者に委託することができる。

(サービスの提供方法及び利用料等の費用)

第4条 介護予防支援の提供方法は以下のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

#### (1) 相談方法

利用者からの相談はセンター内・自宅等で行い、利用者の総合的な課題を把握するとともに自立した日常生活を送る為の目標を設定し効果的な支援の方法を利用者と一緒に決定する。

#### (2) サービス担当者会議

開催場所はセンター内・自宅等とし、利用者の希望するサービスが円滑に提供

できるよう各専門分野からの意見を求めながら事業所同士で情報を共有し連携体制を整える。

(3) 職員の居宅訪問

職員は利用者宅への訪問を随時行い、心身等の変化やサービスについてのモニタリング・評価、再アセスメントを行い、常に適正なサービスが提供できるように努める。

(設置数)

第5条 センターの設置数は、1とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、富津市大佐和地区とする。

(職員配置)

第7条 センターに次に掲げる職員を置く。

(1) センター長・管理者

センター長及び管理者は上司の命を受け、社会医療法人社団新都市医療研究会「君津」会(以下「法人」という。)との連絡調整及びセンター内職員を統括し、利用の申し込みに係る調整及び業務の実施状況の把握を行い、自らも業務に従事する。

(2) 専門職員

保健師又は地域ケアや地域保健実務経験のある看護師 1名以上  
社会福祉士又は社会福祉士に準ずる者 1名以上  
主任ケアマネージャー 1名以上  
専門員は、指定介護予防支援の提供及びセンター業務を行う。

(3) 事務職員

事務職員は指定介護予防支援及びセンターの事務処理を行う。

2 センターに前項に掲げる職員のほか、必要な職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第8条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、緊急時及び理事長が必要と認めた場合にはこの限りではない。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(職員の責務)

第9条 センターの職員は社会医療法人社団新都市医療研究会「君津」会就業規則の個人情報保護規程に基づき、業務上知り得た個人情報の保護に努めるものとし、本法人と別紙誓約書を取り交わすものとする。

(虐待の防止)

第9条の2 事業所は利用者の人権擁護と虐待等を防止するため、高齢者虐待防止のための指針を作成し、次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止・人権擁護に関する研修会の実施・参加
- 2 事業所内での情報共有
- 3 虐待対策委員会の設置
- 4 その他虐待防止の為に必要な措置  
(通報)

第9条の3 事業所はサービスを提供している利用者が、サービス事業者及び介護者(利用者の家族等、利用者を現に介護している者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとする。  
(運営協議会)

第10条 センターの適切な運営、公正中立の確保その他センターの円滑適正な運営を図るため、運営協議会を設置する。

- 2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、社会医療法人社団新都市医療研究会「君津」会大佐和地区地域包括支援センター運営協議会設置要綱で定める。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社会医療法人社団新都市医療研究会「君津」会理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。